

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を修了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 100%

(2) 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、以下の事由に起因する場合はこの限りではない。

- ① 就業に際する労働条件と内定時労働条件が異なった事に起因する退職
- ② 本人の死亡等不測の事態による退職

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。